

第 56 回官民競争入札等監理委員会
(第 7 回公共サービス改革小委員会)
議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会

第 56 回官民競争入札等監理委員会
(第 7 回公共サービス改革小委員会合同開催)
議 事 次 第

日 時：平成 21 年 12 月 24 日（木） 9:30～ 9:50

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1. 開 会

2. 議 題

官民競争入札等監理委員会の当面の進め方について

3. 閉 会

<出席者>

(委 員)

落合委員長、本田委員長代理、逢見委員、樫谷委員、片山委員、小林委員、野原委員、
前原委員、渡邊委員

(事務局)

佐久間官民競争入札等監理委員会事務局長、上野参事官、森丘参事官、山西参事官、山
谷企画官

○落合委員長 それでは、時間になりましたので、第 56 回官民競争入札等監理委員会を始めさせていただきます。

本日は、前回仙谷大臣の方から特に監理委員会として重点を置いてやっていただきたいという指示がありましたので、それらを踏まえまして、今後この監理委員会としてどういう分野につき、かつどういう体制をもって進めていくかという、今後の進め方ということにつきまして御議論をお願いしたいと思います。

それでは、本日の配付資料につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○上野参事官 それでは、資料 1 と資料 2 について御説明をさせていただければと思います。

資料 1 の「官民競争入札等監理委員会の当面の進め方について（案）」でございますけれども、前回の 12 月 10 日の監理委員会におきまして、大臣からの要請も受け、どういう体制で検討していくかということにつきまして御相談をさせていただいたところでございますが、委員の方々から特段御意見はございませんでしたので、前回御相談したようなものを今回、このような形で文章として整理をさせていただいているところでございます。

資料 1 につきましては、小委員会をどう設けるかということで「1. 公共サービス改革小委員会」、「2. 地方公共サービス小委員会」、「3. 入札監理小委員会」、この 3 つの小委員会を設けてやっていったらどうかということでございます。

まず、1 つ目の公共サービス改革小委員会は、前回大臣から示されました主な対象分野の 1 ～10 を中心に、公共サービス改革基本方針の来年 6 月の改定に向けて、検討を行っていくところという位置づけでございます。

それから、2 つ目の地方公共サービス小委員会でございますけれども、これは対象分野の 11 を中心に検討を行うということでございまして、これはもともと地方公共サービス部会がございしますが、それを廃止いたしまして、これは定足数という制約があるということ、それから、より機動的に実施をしていくという意味から、部会ではなくて小委員会に変更するというものでございます。

それから、入札監理小委員会でございますが、これは従来どおりやっていることになるわけでございますけれども、法第 7 条第 8 項に基づく評価案に関する調査検討を行うということで、評価につきましては、この入札監理小委員会で行っていくということを明確にしたというところが変更点でございます。

こういう形で、3 つの小委員会で行っていくということで、2 ページ目でございますけれども「小委員会の設置について（案）」ということで、これは規定について、これは平成 18 年 9 月に監理委員会の方でこれと同様なものが示されておりまして、今、申し上げたような変更を加えて整理をしたというものでございます。

小委員会につきましては 3 の（1）の「② 地方公共サービス小委員会」という形で入れまして、それから、下の「③ 入札監理小委員会」でございますけれども、法第 7 条第 8 項に基づく評価案に関する調査検討という位置づけを整理したということでございます。

続いて、資料 2 を御説明させていただければと思います。今回は公共サービス改革小委員会というクレジットになっておりますけれども、公共サービス改革小委員会との合同会議ということで、

これは小委員会の中の、分科会の体制をどうするかということを小委員会として整理をするというものでございます。

1番目のところで、この分科会としては施設・研修等分科会、統計調査分科会、公物管理分科会、国立大学法人分科会、この4つの分科会を設置するというところでございまして、2番目のところで今までございました地方出先機関分科会、徴収分科会、ハローワーク等分科会、内部管理分科会は廃止をしまして、地方出先機関分科会は施設・研修等分科会に、そのほかの3分科会については、公共サービス改革小委員会の本委員会の方に引き継ぐという形に整理をしているところでございます。

分科会、それから、本委員会の担当として、大臣からの要請のあった11項目、これは10項目でございすけれども、ここの担当は以下のとおり整理をさせていただいているというところでございます。

それから、その2ページ目の「公共サービス改革小委員会の運営について（案）」につきましてですが、これも以前、平成19年2月14日に同様の会議がございまして、それを今回、この改訂がございましたのでこれを一部、若干文言の整理をしたというところでございます。内容的にはそんなに変わっているわけではございません。以上でございます。

○落合委員長 ありがとうございます。

それでは、今後の当委員会の進め方及び体制につきまして、この資料にありますような形で進めたらどうかという案でありますので、どの点でも結構ですから、自由に御質問あるいは御意見を御願いたいと思います。

いかがでしょうか。前原委員、何かございますでしょうか。

○前原委員 いや、結構です。

○落合委員長 ほかに、何か御意見は。

○片山委員 よろしいですか。

○落合委員長 片山委員、どうぞ。

○片山委員 今は何というか、体制的な話を中心ですよ。進め方といっても別の意味での進め方について申し上げます。従来お役所の人とやりとりをして、なかなかもちが明かないということがずっと続いてきたわけですけれども、新政権の下でどういうことになるかはよくわかりませんが、従来と同じようにお役人とやってもちが明かないようなことになったとき、延々やるのは止めて、さっさと政治にぶつける。ないし勧告なり、所定の手続きに結び付けるということにした方がいいと思います。

従来の自民政権のときは、本来ならば閣僚とかそういう政権の人達がやらなければいけないことを、この委員会で分掌してやっているわけですけれども、当の政権についている人達がほとんど関心がなく、お役人達は頑として抵抗して、委員会だけがめっぽう苦勞するという、これはこの委員会だけではなくて他の委員会も全部そうだったと思いますが、そういうことでは全く徒勞に終わりますので、新しい政権ではさっさと政治にぶつけるようにしたらと思います。

そこで当然やらなければいけないことを、政権がやればそれがいいし、もしやらなかったら、そ

れに対する毀誉褒貶は政権に属するというやり方の方がいいと思うのですが、いかがなものでしょうか。

○落合委員長 逢見委員、いかがでしょうか。

○逢見委員 おっしゃるとおりだと思います。

仙谷大臣がこちらに見えて方針を示すときに、政治の責任ということについても触れておりましたので、その流れでいけば政治の方に、政務三役に返すということでもよろしいのではないかと思います。

○落合委員長 他に御意見はございませんか。

特に片山委員が担当されておられる公物管理、これが一番最初にそういう問題が生じそうな分野でありますので。

しかし、ようやく当委員会が長年希望していた政治の指導力というものの下で前進させていくということが実現する。このような期待が非常に高まっておりますので、今後の当委員会の進め方としては今、片山委員が言われたように政務を中心に置いて、政治主導というものを大いに発揮してもらいながら進めるということでもよろしいでしょうか。

渡邊委員、何かございますか。

○渡邊委員 各委員はそれぞれの分野では専門家でおられるとしても、各省庁のやっている仕事についてはあくまで第三者で初めて説明を聞くことが多いわけです。委員が理解できないような説明では、恐らく他の人も理解が難しいと思います。

それにもかかわらず、今までは同じ質問をして同じ答えが繰り返し返ってきて、実務をやっていた役所の方以外の人にはわかるような説明、ロジカルな説明というのがなかなかされない。

勿論世の中のことが全部ロジカルな説明が可能かと言われればそうではないと思うのですが、やはりまず、基本は第三者にわかるような説明を省庁にお願いし、説明できないということであれば説明できないものとして、先ほどおっしゃられたような次のプロセスに移る。

いつまでも同じやりとりを繰り返しているようでは効率も上がりませんし、何のための議論をしているのか目的を見誤るといった印象を持ったことがありましたので、まずはきちんとした説明を各省庁なり各機構なりの担当にさせていただけたらと思いました。

○落合委員長 それでは、そういう方針を前提にしまして、この資料にあるような体制で対応していくということでもよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○落合委員長 それに関連しまして、行政刷新会議との連携が可能な部分については積極的に連携していこうということですが、行政刷新会議のメンバーでもある片山委員、この連携のところというのは、かなりいけそうな部分というのがありますか。

○片山委員 それはいけると思います。

例えば、これまではずっと財源探しから始まって、その一環で例のワーキンググループの人達も仕分けをやってきたんですけれども、年が明けてしばらくしたら公益法人改革とか独立行政法人改革の一環で、同じような仕分け、例えば最初は予算を通じて公益法人になりに行く過程で、中抜き

とか不要な、人件費を含めた事務費があるのではないかという点検をすることになっているはずで
す。

公益法人を担当する本部が別途あると思いますけれども、そこと連携しながらやることになって
いますから、同じようなやり方で当委員会と行政刷新会議との間の連携を図ることは可能だろうと
思います。

○落合委員長 それでは、そういう連携を図るのにふさわしいものが出てきた場合は、積極的に連
携を図るということも考えていくということで対応したいと思います。

他に委員の方から御発言等がございますか。

特にないようでしたら、最後に事務局の方から報告があるということでありますので、事務局の
方からお願いします。

○佐久間事務局長 事務局から1つ御報告申し上げます。

前回の委員会で、環境省の対応について委員長見解を出すということで意見の一致をみたところ
でございまして、委員長から委員長見解を公表するという形を取らせていただきましたが、その際
に政務レベルでも環境省へ伝えてほしいという御要望がありましたので、政務官と御相談いたしま
して、段取りを調整いたしました。

その結果、本日午前中、11時45分過ぎになると思いますが、泉大臣政務官から環境省の政務官
に対しまして、委員長見解を手交していただくという段取りになりましたので、御報告申し上げま
す。

以上でございます。

○落合委員長 今の事務局からの報告につきまして、何か御質問等ございますか。

小林委員、逢見委員は、一番の当事者でおられたわけですが、こういう対応でいかがですか。

○小林委員 先ほども、まさしく片山委員がおっしゃったとおり、私どものといいますか、去年委
員長から出していただいて自治体学校を始めとしまして、そのプロセスが結構いろいろやりとりが
ありましたので、是非そういうところはこういうふうに政治的に、リーダーシップを発揮して動い
ていただくということで、今日まさに政務官から手交していただくということで、ある意味大変安
堵しております。

○落合委員長 逢見委員、いかがですか。

○逢見委員 そういう対応で、よろしくをお願いします。

○落合委員長 それでは、特に御発言がないようでしたら、これで委員会を終了ということにし
たいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○落合委員長 それでは、委員会は終了ということで、どうもありがとうございました。